福

を

等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、

同条第五項第二号ア中

「第三十七条の十八」

第三十七条の十八第三項」に改める。

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目

○福島県税条例の一 条 例 部を改正する条例

条

例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する 平成二十六年三月三十 日

県

報

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県条例第五十八号

島

福島県税条例の 一部を改正する条例

を加える。 第二十三条第五項中 福島県税条例 (昭和) 「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」 一十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

に改め、 適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅」に改め、同項第一号及び第二号中「既存住宅 の十六の二において同じ。)のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第三十 十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改め、「をいう」の下に「。第四十条 十一項第三号中「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の二第二項」に改める。 に適合するものとして施行令第三十七条の十八第三項に規定するものをいう」を加え、 七条の十八第二項に規定する基準(第四十条の十六の二において「耐震基準」という。) 「及び第四十条の十四第二項」を「、第四十条の十四第二項及び第四十条の十六の二」 第四十条の十三第二項各号列記以外の部分中「既存住宅等(既存住宅」を「耐震基準 第四十条の三第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅(」を加え、 同条第九項中「第四十条の十六の二」を「第四十条の十六の三」に改め、 同条第五項第二号ア中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第三項」に 、同条第 第三

> を「それぞれ」に改め、同条を第四十条の十六の八とする。 十条の十六の五第二項」を「第四十条の十六の六第二項」に改め、同条第三項中「第四 十条の十六の五第一項」を 四十条の十六の四」に、 四十条の十六の二の」を「第四十条の十六の三の」に、「第四十条の十六の三」を「第 十条の十六の二の」を「第四十条の十六の二及び第四十条の十六の三の」に、 について第四十条の十六の二の規定の適用があると認める場合は六月以内」を加え、 第四十条の十六の七の見出し中「被収用不動産等の代替不動産」を「耐震基準不適合 第四十条の十四第二項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改める。 同条第一項中「日から」の下に「、耐震基準不適合既存住宅の取得 「第四十条の十六の四」を「第四十条の十六の五」に、 「第四十条の十六の六第一項」に改め、 同条第二項中「第四 第四 第

化団体等」に、 を「同法第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化 体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四 有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団 体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」 十六の六とする。 団体等による」に改め、 いう。)が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項」を 項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」と **「又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項」に、「同項第三号」** 第四十条の十六の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化 第四十条の十六の六を第四十条の十六の七とする。 「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保 「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改め、 同条第二項中 「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑 同条を第四十条

に改め、 第四十条の十六の四中「第四十条の十六の七第一項」 同条を第四十条の十六の五とする。 を 「第四十条の十六の八第 項

第四十条の十六の三を第四十条の十六の四とする。

に改め、 第四十条の十六の二中「第四十条の十六の七第一項」 同条を第四十条の十六の三とする。 を 「第四十条の十六の八第 項

第四十条の十六の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額)

第四十条の十六の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基 修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改 得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改て同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取 準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条及び第四十条の十六の八第一項にお 住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対し することにつき施行規則第七条の七に規定するところにより証明を受け、かつ、 修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合 て課する不動産取得税については、 当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新

するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。 された時において施行されていた福島県税条例第四十条の三第一項の規定により控除

2

「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

一項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改める

附則第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一

日

|月三十一日| に改める。 附則第八条の八及び第九条第四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年

加える。 附則第九条の二第二項中「第四十条の十六の二」の下に「、第四十条の十六の三]

表第七十条の四第二十九項の項中「第七十条の四第二十九項」を「第七十条の四第三十七十条の四第二十九項」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同十八項」に改め、同表第七十条の四第二十八項の項中「第七十条の四第二十八項」を「第 め、同表第七十条の四第二十六項の項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十三項」を「第七十条の四第二十四項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改「第七十条の四第二十三項の項中「第七十条の四 改め、同条第三項中「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第条の四第三十四項の項中「第七十条の四第三十四項」を「第七十条の四第三十五項」に 同表第七十条の四第二十七項の項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第二第二十七項」に、「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、 の四第十九項」に改め、同表第七十条の四第十九項の項中「第七十条の四第十九項」を 項及び第五十八項」を「第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、 ら第二十八項まで」を「第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九 の項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改め、 の四第三十一項」に改め、同表第七十条の四第三十一項(第一号及び第三号を除く。) 項」に改め、同表第七十条の四第三十項の項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条 に改め、同項の表第七十条の四第十八項の項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条 項、第二十四項、 項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第 十三項から第三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二 第六十四項及び第六十五項」に、「第十八項、第十九項、第二十三項及び第二十六項か 十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、 三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」を「第四十条の六第 二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十 附則第十条第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七 附則第九条の五第三項中「第四十条の十六の二」を「第四十条の十六の三」に改める。 「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、 第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」 |第四十条の六第十二項中」を 同表第七十 第五十七

福

島

県

報

改める。の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に 条第六十四項中」に改め、同条第四項中「第十七項第二号、 項中」に、「同条第二十項中」を「同条第二十二項中」に、 項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条 第十九項若しくは第二十二 「同条第五十七項中」を

改める。 分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「四分の一」を「百下に「。以下この項において同じ」を、「もの」の下に「及び軽自動車」を加え、「百 分の二十」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「二分の一」を「百分の四十」に 附則第十条の二の四第一項中「自家用」を「営業用」に改め、「軽自動車をいう」 月 0)

十一日」に改める。 附則第十条の二の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三

に、「一万四百円」を「一万九百円」に、「一万五千百円」を「一万五千八百円」に、項第一号アの項中「八千二百円」を「八千六百円」に、「九千三百円」を「九千七百円」 三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経 に改め、同表第六十一条第一項第五号イの項中「二万五千九百円」を「二万七千百円」 百円」に、「四万九千五百円」を「五万千七百円」に、「五万六千百円」を「五万八千に、「三万七千九百円」を「三万九千六百円」に、「四万三千四百円」を「四万五千四 七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表第六十一条第一 過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成 項及び第三項第三号に」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十 ガソリン」を「をいう。次項において同じ。)及びガソリン」に、「第三項に」を「次 を「をいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノール」に、「及び 第一項第四号の項中「四千九百円」を「五千百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」 万千二百円」に、「十二万二千百円」を「十二万七千六百円」に改め、同表第六十一条 六千四百円」に、「八万四千百円」を「八万七千九百円」に、「九万六千八百円」を「十 六百円」に、「六万三千八百円」を「六万六千七百円」に、「七万三千百円」を「七万 に改め、同表第六十一条第一項第一号イの項中「三万二千四百円」を「三万三千九百円」 万二千五百円」を「二万三千五百円」に、「二万五千九百円」を「二万七千百円」に、「一万七千二百円」を「一万八千円」に、「一万九千六百円」を「二万五百円」に、「二 に、「六万七千三百円」を「七万三百円」に、「七万七千四百円」 「二万九千九百円」を「三万千二百円」に、一 「九万七千六百円」を「十万二千百円」に改める 附則第十条の四第一項各号列記以外の部分中 に、「五万千円」を「五万三千三百円」に、「五万八千五百円」を「六万千百円」 「専らメタノール」を「メタノール自動車(専らメタノール」に、 **「三万九千六百円」を「四万千四百円」に、「四万四千八百円」を「四万六千九百 [三万三百円]を[三万千七百円]に、[三万四千七百円]を[三万六千三百円** 「四万四千七百円」を「四万六千八百円」 「第三項及び第四項」を「以下この条」 「八万九百円」に 「、メタノー

県

イ 第六十一条第一項第一号

二万九千五百円

三万二千四百円

四万七百円

四万四千七百円

三万四千五百円

三万七千九百円

三万九千五百円

四万三千四百円

四万五千円

四万九千五百円

	二万九千九百円	二万七千二百円		
	二万五千九百円	二万三千六百円		
	二万二千五百円	二万五百円		
	一万九千六百円	一万七千九百円		
	一万七千二百円	一万五千七百円		
	一万五千百円	一万三千八百円		
	一万四百円	九千五百円		
	九千三百円	八千五百円	7	
	八千二百円	七千五百円	第六十一条第一項第一号	
自 三 る次分一1	タノール自動車、混合メタノ 市項の規定にかかわらず、 前項の規定にかかわらず、 でれぞれ同表の下欄に掲げ それぞれ同表の下欄に掲げ それぞれ同表の下欄に掲げ で用いる自動車で平成十三年 で受けたもの	動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたものに関する。 及び被けん引自動車を除く。) に対する自動車税に係る第六十一条の規定の適用については、前項の規定乗合用のものに限る。) 及び被けん引自動車を除く。) に対する自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動力とする。 及び被けん引自動車を除く。) に対する自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動がに掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動	2 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 2 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 2 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 2 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車で平成十五年三月三十一日までに新車 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス白 3 次に関する 3 かに関する 3 次に関する 3 次に関す	9

二万八千円	二万五千五百円	
二万二千五百円	二万五百円	
一万七千六百円	一万六千円	
一万二千六百円	一万千五百円	,
八千八百円	八千円	イ 第六十一条第一項第二号
五千百円	四千七百円	
三万二千四百円	二万九千五百円	
二万八千円	二万五千五百円	
二万四千二百円	二万二千円	
二万三百円	一万八千五百円	
一万六千五百円	一万五千円	
一万三千二百円	一万二千円	
九千九百円	九千円	,
七千百円	六千五百円	アニュー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン
十二万二千百円	十一万千円	
九万六千八百円	八万八千円	
八万四千百円	七万六千五百円	
七万三千百円	六万六千五百円	
六万三千八百円	五万八千円	
五万六千百円	五万千円	

附則第十条の四第二項の規	第四号		ブフ- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	3 7 4 7 8	
一号			7.5二十七百月	5.5	
により読み替えられた第 定により読み替えられた第	努 ニチ	ウラブー 多第一項第五長	五万三千九百円	四万九千円	
村川等上をつり第二頁の見			四万五千百円	四万千円	
九万七千六百円	八万八千八百円				イデー - 2265 - Tide5 - 1
七万七千四百円	七万四百円		三万六千三百円	三方三千円	第六十一条第一頁第三号
プア七千三百円	カアギニ 音円		七万四百円	六万四千円	
			六万二千七百円	五万七千円	
五万八千五百円	五万三千二百円		五万五千五百円	五万五百円	
五万千円	四万六千四百円		四フノヨロ百円	ロフロ コ 日	
四万四千八百円	四万八百円		9 6 9 9 9	<u>प</u> पु पु	
三万九千六百円	三万六千円		四万千八百円	三万八千円	
			三万五千二百円	三万二千円	(í
三万四千七写马	三万千六百円		二万九千百円	二万六千五百円	ア2) 十一条第一項第三号
三万三百円	二万七千六百円				
二万五千九百円	二万三千六百円	イ	二万二千六百円	二万六百円	(2
			一万千二百円	一万二百円	第六十一条第一項第二号
七千百円	六千五百円	7	一万六千六百円	一万五千百円	
一万三千二百円	一万二千円	第六十一条第一項第五号	ガヨニ百円	七 三 五 百 日	ウ (1) オー 多第一 事第二号
六千六百円	六千円				をラント
四千九百円	四千五百円	第六十一条第一項第四号	六千九百円	六千三百円	
ナフラミア) 7 = 1		四万四千五百円	四万五百円	
七万千三百日	て 5 5 9		三万八千五百円	三万五千円	
八万千四百円	七万四千円		= 7 = 1 P	= 7 P	
七万二千円	六万五千五百円		= 5 = 4	= 5 9	

福

四号定により読み替えられた第一次則第十条の四第二項の規	第四号	
三号 三号 正により読み替えられた第 定により読み替えられた第	第三号	
二号定により読み替えられた第一次により読み替えられた第一次によりでは、	第二号	
一号 定により読み替えられた第 附則第十条の四第二項の規	第一号	オオー条第一項第五号
四号でにより読み替えられた第一次により読み替えられた第一次によりでは、	第四号	エ(3) 第六十一条第一項第五号
五万八千三百円	五万三千百円	
四万四千五百円	四万五百円	
二万八千円	二万五千五百円	(;
一万二千六百円	一万千五百円	5.23 第六十一条第一項第五号
四万二千六百円	三万八千九百円	
三万二千四百円	二万九千五百円	
二万三百円	一万八千五百円	(:
九千九百円	九千円	年1) 第六十一条第一項第五号
四号というでは、これで第一の場合により読み替えられた第一	m &	

	四第三項とする。		め、同項に次の
六窒	一に、「第五条の二第十一項一を「第五条の二第六規定するもの(以下この条において「平成十七年窒	化物排出許容限度」という。)一に、「第五条の二第十一項」を「第五条の行規則附則第五条の二第五項に規定するもの(以下この条において「平成十	素酸化物排出許容限度一といで施行規則附則第五条の二第
値目	降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物のは (有物制出言室附度」を「選路選送車両泛第四十一条の規気によど平成十七年十月一日	して定められた排出ガス保は過過対車両お第四十一条の	以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ酢化ಳ抄出言室附度」を「進路選送車両済第四十一
素	戊一 二三		との非当年を見ぎ ここう 費効率」という。)」に、一
消	基準エネル	率(第五項第四号及び第七	に規定するエネルギー消費効率(第五項第四号及び第七項において「
項器	施行規則附則第五条の二第四項定められるエネルギー消費機器	の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の一)が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消	等製造事業者等の判断の基準対率」という。)が同法第十
費			力系 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律等が、ディスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	『費効率』を「エネルギーの	消費効率が基準エネルギー消
〕規	定するものをいう。第五質第三号において司じ。)一を加え、司質第四号中「エネルギ」る電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第三項に担	第五項第三号において司じ。)一を開発電する機能を備えているもので施行	定するものをいう。第五項第る電気を外部から充電する機
13	1動車のうち、動力源として用	「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、	中「充電機能付電力併用自動
号 -	項」に改		び第五項第
下と	「第一頁」こ女り、「こり号」り下りにおいて「排出ガス保安基準」と		、「第五条の上の技術基準
のす	自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その一日(」の下に 同法第四十条第三号に規定す	〈基準」を「自動車排出ガスに「十一年十月一日(」の下に	る」を加え、「排出ガス保安基準」を「削り、同項第二号中「平成二十一年十月
を次	1 (〜 /)	れぞれ同表」に改め、同条第四項各号列記	表」に、「、附則第十条の
	八千八百円	八千円	
	六千九百円	六千三百円	
	五千七百円	五千二百円	第六十一条第二項第二号
	六千九百円	六千三百円	
	五千二百円	四千七百円	
	四千百円	三千七百円	第六十一条第二項第一号

五千円	九千五百円	
四千五百円	八千五百円	7
四千円	七千五百円	7 第六十一条第一項第一号

一万五百円	二万六百円		<u>D</u> = 3	J F		
五千五百円	一万二百円	第六十一条第一項第二号	<u> </u>	· · · · ·	ア (m)	
八千円	一万五千百円		三千五百円	六千五百円	第六十一条第一項第二号	
 p = F		ウ 第 (1) 7 - 2 - 3 - 5 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	五万五千五百円	十一万千円		
四千円	七千丘百円	第六十一条第一頁第二号	四万四千円	八万八千円		
三千二百円	六千三百円		三アノ千丑音円	七万プラモ王百円		
二万五百円	四万五百円			七万六千五百月		
一万七千五百円	三万五千円		三万三千五百円	六万六千五百円		
一万五千円	三万円		二万九千円	五万八千円		
			二万五千五百円	五万千円		
一万三千円	二万五千五百円		二万二千五百円	四万五千円		
一万五百円	二万五百円			三フナーコー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・		
八千円	一万六千円			三 万 1		
六千円	一万千五百円		一万七千五百円	三万四千五百円	イ	
<u> </u>	J F	イ ララー ショウ ラー・サード 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一万五千円	二万九千五百円	第六十一条第一項第一号	
<u>ц</u> Г	Ţ F		二万五百円	四万七百円		
二千四百円	四千七百円		— 万 四 千 円	二万七千二百円		
一万五千円	二万九千五百円		·			
一万三千円	二万五千五百円		- 5 - 5 - 5 - 7			
一万千円	二万二千円		一万五百円	二万五百円		
			九千円	一万七千九百円		
九千丘百円	一万八千丘盲马		八千円	一万五千七百円		
七千五百円	一万五千円			一万三千万百円		
六千円	一万二千円		1			

					イ - 2025 - 1 2525 - 1 2525 - 1 2525 - 1 2525 - 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第六十一条第一頁第三号								7 (2) 7 - 3 (2) 5 - 3 (2)	第六十一条第一頁第三号								ア 第 7 - 2 9 - 1 9 5 -	第六十一条第一頁第三号
	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	三方三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	р 7 Р	9 9 9 9	三万八千円	三万二千円		二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円		15145	二万円	一万七千五百円	一万四千丑音尸		一万二千円
	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円		一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		一万九千円	一万六千円		一万三千丘写马	一万四千五百円	一万三千円	- フ- ヨ ヨ 日	一万千丘司马	一万円	九千円	七千五百円	12 13 14 14	六千円
-			ウ <u>45</u>	第六十一条第一頁第五号												イ ラージ会 - 1 会 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	第六十一条第一頁第五号	7	第六十一条第一項第五号			第六十一条第一項第四号		
	第 四 天	충 민 구	- - - 17	第二号	八万八千八百円	七万四百円			丘方三千二百月	四万六千四百円	四万八百円	ニファイト	三方六十月	三万千六百円	二万七千六百円		二万三千六百円	六千五百円	一万二千円	六千円		四千五百円	八万三千円	七万四千円
	四号により読み替えられた第一の見第十条の世第三項の規	村川等上巻の四等三貫の見	二号ではり読み替えられた第二号	付則第十条の四第三頁の現	四万四千五百円	三万五千五百円	三万千円		二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	- - フノ - P	_	一万六千円	一万匹千円		一万二千円	三千五百円	六千円	三千円		二千五百円	四万千五百円	三万七千円

千八百円	三千七百円	第六十一条第二項第一号
四号四号の四第三項の規	第四号	
三号により読み替えられた第一次により読み替えられた第一条の四第三項の規	第二号	
二号 定により読み替えられた第 定により読み替えられた第	第二号	
一号でにより読み替えられた第一時則第十条の四第三項の規	第一号	オポー条第一項第五号
四号四号の四第三項の規	第四号	エ(3) 第六十一条第一項第五号
二万六千九百円	五万三千百円	
二万五百円	四万五百円	
一万三千円	二万五千五百円	()
六千円	一万千五百円	年22 第六十一条第一項第五号
一万九千八百円	三万八千九百円	
一万五千円	二万九千五百円	
九千五百円	一万八千五百円	(7
四千五百円	九千円	エ1) 第六十一条第一項第五号

 四千円	八千円	
 三千二百円	六千三百円	
 二千六百円	五千二百円	第六十一条第二項第二号
 三千二百円	六千三百円	
 二千三百円	四千七百円	

二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「(基準エネルギー消費効率であつて平成 句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の 項の前に次の二項を加える。 十二年度以降」と、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十 六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」を つて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第 を加え、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、「基準エネルギー消費効率であ 二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)」 四項とし、 項第五号オの項中「第十条の四第五項」を「第十条の四第四項」に改め、 第六十一条第一項第五号ウの項、第六十一条第一項第五号エ③の項及び第六十一条第一 一年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、 「第四項中」に改め、 - 第四項の」に、「第五条の二第十三項」を「第五条の二第十二項」に改め、「、平成 附則第十条の四第五項中 「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二 同条第七項を削り、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、 「第三項第四号に規定する」を削り、 「第五条の二第十二項」 を 「第五条の三 同項を同条第七項とし、 |第七項| ^{東七項とし、同}「前項中」を 同項を同条第 「前項の」を

合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平 一十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場 次に掲げる自動車に対する第六十一条の規定の適用については、当該自動車が平成

電気自動車

えないもので施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの 充電機能付電力併用自動車

物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超

天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、

かつ、

窒素酸化

乗じて得た数値以上かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を (基準エネルギー

一万五千七百円

万七千九百円

二万五百円

万三千八百円

九千五百円

八千五百円

七千五百円

第六十一条第一項第一号

三万九千五百円

四万五千円

五万千円

第六十一条第一項第一号

二万九千五百円

二万七千二百円

四万七百円

二万三千六百円

三万四千五百円

・ 圣曲と内然幾周の然科として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に変写する頃に規定するもの「の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第室素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十上消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとし消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとし

七千五百円	三万円		- 7 - - - - -
六千五百円	二万五千五百円		
五千五百円	二万五百円		- 万 - 万 - 三 - 三 - 三 - 三 - 三 - 三 - 三 - 三 - 三 - 三
四千円	一万六千円		万日日
三千円	一万千五百円		九 千 円
二千円	八千円	第六十一条第一項第二号	
千二百円	四千七百円		一万 五 三 三 円 下
七千五百円	二万九千五百円		七 元 千 = 円 F
六千五百円	二万五千五百円		六千 三 円 円
五千五百円	二万二千円		五日三日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
五千円	一万八千五百円		四 千 五 百 円 十
四千円	一万五千円		四
三千円	一万二千円		三千二五百円円
二千五百円	九千円		二 千 五 百 日 日
二千円	六千五百円	第六十一条第一項第二号	二千五百二二
二万八千円	十一万千円		二 千 円
二万二千円	八万八千円		準で施行規則附則第一
一万九千五百円	七万六千五百円		平戈二十一年十月一 自動車に該当するも
一万七千円	六万六千五百円		附則第五条の二第九
一万四千五百円	五万八千円		非出量が平戈上七年 ―れるべきものとして ―

県

報

福

島

:	:	_	_		-
一万三千五百円	五万三千二百円		一万三千円	五万五百円	
一万二千円	四万六千四百円				
一万五百円	匹万八百円		一万千円	四万四千円	
			九千五百円	三万八千円	
九千円	三万六千円		八千円	三万二千円	
八千円	三万千六百円			ラブラ音	ア 第 7 9 7 9 9 9 9 9 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
七千円	二万七千六百円	,	七千円	1.万六千五百円	
六千円	二万三千六百円	第六十一条第一項第五号	七千五百円	二万九千円	
	ガ千五百円		六千五百円	二万五千五百円	
		P :	六千円	二万二千五百円	
三千円	一万二千円	第六十一条第一項第五号	王 千 円		
千五百円	六千円			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
千五百円	四千五百円	第六十一条第一項第匹号	四千五百円	一万七千五百円	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			四千円	一万四千五百円	(
二方千円	八万三千円		三千円	一万二千円	第六十一条第一項第三号
一万八千五百円	七万四千円				
一万六千五百円	六万五千五百円		后. 千 后. 三 円.	二方六百円	ウ (2)
一万四千五百円	五万七千円		三千円	一万二百円	第六十一条第一項第二号
一万二千五百円	匹万九千円		四千円	一万五千百円	(1
			二千円	七千五百円	第六十一条第一項第二号
一万五百円	四万千円	1	千六百円	ガ千三百円	
八千五百円	三万三千円	第六十一条第一項第三号			
一万六千円	六万四千円		一万五三	四方丘百円	
一万四千五百円	五万七千円		九千円	三万五千円	

号外第19号

(大万千二百円	一号でにより読み替えられた第一時間第十条の四第五項の規	第一号	オオー条第一項第五号	オポー条領
一条第一項第五号 第二号 八万八千八百円 一万五千 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四号 定により読み替えられた第 附則第十条の四第五項の規	第四号	一項第五号	
一条第一項第五号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第四号 第四号 第四号 第四号 第四号 1.万八千八百円 1.万二千五百円 1.万二千五百円 1.万二千五百円 1.万二千五百円 1.万五千五百円 1.万五百円 1.万五千五百円 1.万五千五百円 1.万五千五百円 1.万五千五百円 1.万五千五百円 1.万五千五百円 1.万五五百円 1.万五五五百円 1.万五五五五百円 1.万五五五五百円 1.万五五五五五五百円 1.万五五五五百円 1.万五五五五百円 1.万五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	一万三千七百円	五万三千百円		
	一万五百円	四万五百円		
一条第一項第五号 第二号 七万四百円 一万五千 一条第一項第五号 第二号 第四号 1万八千八百円 1万二千 一条第一項第五号 第四号 1万八千八百円 1万二千 一方八千五百円 1万二千 1万二千 1万二千 一方八千五百円 1二万二千 1二万二千 1二千 一方八千五百円 1二千 1二千 1二千 一方八千五百円 1二千 1二千 1二千 一方八千五百円 1二千 1二千 1二千 十千 1二十 1二十 1二十 1二十 1二十 1二十	六千五百円	二万五千五百円		(:
一条第一項第五号 第二号 第二号 第二号 第四号 九千円 一万八千五百円 二万九千五百円 三万八千九百円 二万九千五百円	三千円	一万千五百円	- 第一項第五号 -	第六十一条第
一条第一項第五号 第二号 一条第一項第五号 第二号 一万八千八百円 九千円 一万八千五百円 九千円	九千九百円	三万八千九百円		
一条第一項第五号 第二号 一条第一項第五号 第二号 一万八千八百円 九千円 九千円 九千円	七千五百円	二万九千五百円		
一条第一項第五号 第二号 第二号 第四号 第四号 九千円	五千円	一万八千五百円		(:
二六十一条第一項第五号 第二号 第二号 第四号	二千五百円	九千円	- 第一項第五号 	+
二六十一条第一項第五号 第二号 八万八千八百円 八万八千八百円	四号でにより読み替えられた第一次により読み替えられた第一次の四第五項の規	第四号	, defe	
	二号 定により読み替えられた第 附則第十条の四第五項の規	第二号		ウニー・
	二万二千五百円	八万八千八百円		
_	一万八千円	七万四百円		
	一万五千五百円	六万千二百円		

第六十一条第二項第三

号

五千二百円

千三百円

千六百円

千二百円

六千三百円

千六百円

八千円

二千円

第六十一条第二項第

号

三千七百円

千円

四千七百円

六千三百円

第四号

四号でにより読み替えられた第一次により読み替えられた第一条の四第五項の規

第二号

二号 定により読み替えられた第 附則第十条の四第五項の規

第三号

三号でにより読み替えられた第一次により読み替えられた第一条の四第五項の規

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間

平成二十六年

度分及び平成二十七年度分 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間

平成二十七年

日」に改める 附則第十四条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を 度分及び平成二十八年度分 「平成二十九年三月三十

附則第十六条第一項及び第二項中 一条中第五項を削り、 第六項を第五項とする。 「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、 成二十六年法律第 の改正規定は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律 号)の施行の日から施行する。 を改正する法律(平第二十三条第五項

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県税条例 について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例にの規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税 (以下「新条例」という。)

2 前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民 人の県民税については、なお従前の例による。 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この (事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度 税については、なお従前の例による。 に係る法人の事業税について適用し、 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業

福

島

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対 して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する 不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十条の十六の六第一項及び第二項の規定は、施行日以後の新条例第四十 について適用する。 条の十六の六第一項及び第二項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税

3 経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十 取得税については、なおその効力を有する。この場合において、 一に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において **"農地保有合理化法人等」** 改正前の福島県税条例(以下「旧条例」という。)第四十条の十六の五第一項及び 得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「農業二項の規定は、同条第一項及び第二項に規定する土地の取得に対して課する不動産 という。) が、 同法」とあるのは 一農業の構造改革を推

> 地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」と、 改正前の農業経営基盤強化促進法(以下この条において「旧基盤強化法」という。 地保有合理化法人」という。)が同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法による 第百二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この条において「旧農 営基盤強化促進法」とあるのは「旧基盤強化法」とする。 するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律 二項中「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」と、 「の実施により施行令」とあるのは「に限る。)の実施により施行令」と、 「農業経 、同条第

> > 刷

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対 して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する 自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の自動 なお従前の例に

規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税・ 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十条の九第一項の による。 に係る徴収金に係る同条第三項の規定による還付又は充当については、 なお従前の例

2

第七条 福島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第五十号)(福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 部を次のように改正する

同法」に改め、 一号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加える」 第二条のうち第三十八条の二十一の改正規定中「改める」を 「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の1 に改める。 「又は同法」を 二第一 項第

税 務 課

0)

発行者 印刷所 福 島 株式会社 第 印